

## 国朝刑律の賠償金

——侮辱と傷害に対する賠償金——

### はじめに

賠償制を一つの重要な柱として構築された国朝刑律（黎朝刑律）には、実にさまざまな名称で示される賠償金が存在した。たとえば、いわゆる罰金に該当する罰錢 *phạt tiền* のほかに、殺人に対する償命錢 *thưởng mệnh tiền* と葬錢 *tang tiền*、文字通り謝罪金の意味を有する謝錢 *ta tiền*、身体傷害に対する傷損錢 *thương tổn tiền*、盗物に対する賠償を示す倍贓 *Đội tang*、あるいは、国家への義務不履行などに科せられる課役錢 *khôa dịch tiền* と賦役錢 *phụ dịch tiền*、それに、私人間における義務不履行などの諸行為に適用される功備錢 *công dụng tiền* 等々、その数は十指に余るほどである。

本稿では、こうした数多の賠償金のうち、他人の名誉や身体への侵害などに対し、一定の実刑とともに併科される賠償金、すなわち、謝錢、懺謝錢 *xán tạ tiền*、傷損錢の三種を取り上げて基礎的な吟味と検討を加えてみようと思う。謝錢は、国朝刑律では、一般に他人への殴打などの行為により相手侮辱し、あるいは名誉を侵害したときに義務づけられる賠償金であり、懺謝錢は、広義には謝錢に

片倉穰

属するが、死者の霊などに対する侮辱的行為に科せられる賠償金であり、さらに傷損錢は、他人の身体に具体的傷害を加え、実損を与えたときに義務づけられる損害賠償金であった。これら三種の賠償金は、償錢という語で指称されることもあったが、通常は各々区別して使用された。とりわけ、謝錢は、他人に対する物理的加害行為に科せられる傷損錢とも異なり、主として他人の名誉、体面を汚辱し、人間としての倫理と秩序に背離した行為を犯し、無辜の人になんらかの苦痛や迷惑を与えたときに適用されるという、人間のきわめて精神的、心理的な側面にかかわる賠償金であった。このように、人間の精神的、心理的な打撃にまで賠償の精神を貫徹していたことは、国朝刑律における賠償制の重要性を改めて思い知らしめるものがある。

### 一 謝錢の算定基準と金額

謝錢は、他人を殴打するなどの暴力行為、他人に悪口雑言を浴びせてその人の名誉を著しく侵害するような無礼・侮辱行為等に対す

る謝罪金に相当する。もとより、謝には謝礼、謝銭には謝礼金の意味もあるが、国朝刑律では、謝銭は謝罪金の意味で用いられていると考えてよい。この謝銭という語は、すでに中国において、謝礼の金銭、礼金の意味で使われたこともあったが、管見によれば、唐明律のような国家の基本法典の上で正式の法制用語として採用されたことはなかったようである。黎法下において、謝銭はときに謝という一字で表示されることもあったが、あくまでも謝銭が正式の名称であった。<sup>(2)</sup>

国朝刑律 名例章をみると、謝銭に関する基本規定が収載されている。

諸謝銭、准償命律而各減、犯姦拾分減伍分、鬪毆減捌分、罵減九分半、若鬪毆罵輕者論減(三一条)

この規定は、姦通 *gan tong*、鬪毆 *hou au* および罵詈 *ma lei* を犯した者から徴収する謝銭の算定基準を明示したものである。これによると、謝銭の額は償命律(二九条)に準拠して算出されるが、姦通、鬪毆、罵詈など、侮辱行為の種類によって各々の比率が決められ、とくに犯情の軽いときは減額されることになっている。

一方、洪徳善政(洪徳善政書)、国朝洪徳年間例諸供体式(以下、諸供体式と略記)、仕宦箴規の三書には、三一条には見当たらない罵妻と罵子の場合を加えた、謝銭に関する品級別、罪名別の具体的金額が収録されている。三書の記事には、誤字、脱落など多少の混乱があるが、それらを整理して、謝銭の品級別、罪名別の定額一覧表を作成すると、別表のようになる。この一覧表を瞥見すると、いくつかの問題点を指摘することができる。

まず、謝銭では、被害者の品級身分別に定められた償命銭額に所定の比率を掛けて算出するという形の定額賠償制の原則が採用された。この算出方式は、当然のことながら、当時の身分秩序を維持・擁護する国家の方針が謝銭の制度にも貫徹していたことを示し、そのかぎりでは、身分社会に即応した賠償制の一と見做すことができる。謝銭の算出基準を償命銭に求める方式は、ゲルマン古法やドイツ中世法典で人命金を身体傷害の算定基準とした方式に一面相通じるものがあり、<sup>(3)</sup>ここ黎法でも、謝銭が償命銭と密接に関連しつつ成立してきたことを物語る。

ところで、洪徳善政には、

一、謝命銭、償命法遞減、犯奸減五分、鬪毆減八分、犯罵減九分半、妻罵夫減其三等、罵子又減一等

という一文があり、ここには、罵夫と罵子の二項目を新たに加えた謝銭規定が掲載されている。文中、冒頭に謝命銭と記すが、この語は当箇所以外には見当たらないから、謝銭の誤りと判断でき、妻罵夫の部分も罵妻としなければ混乱が生じる。天南余暇集 条律の光順六年(一四六五)罵職官妻条に、

一、罵職官妻者、罪謝、減於其夫三等、子又減一等

と記し、ここでは、職官の妻に対する罵詈は、その職官本人(夫)への罵詈よりも三等減の謝銭納付となっている。この一文によっても、洪徳善政の前掲一文中の妻罵夫が、誤写かなにかの理由で罵妻とすべきところを誤って妻罵夫と記載したことは明白であろう。<sup>(4)</sup>この罵妻と罵子に対する遞減規定は、国朝刑律の前引三一条に明記されてはいないが、現実に存在し運用されていたと見做してよからう。

謝銭の品級・罪名別定額一覧表

罪名	償命銭	謝 銭				
	殺 人	犯 姦	闘 毆	犯 罵	罵 妻	罵 子
算定の基準	十 分	減 五 分	減 八 分	減 九 分 半	減 其 三 等	又 減 一 等
1 品	15000(貫)	7500(貫)	3000(貫)	750(貫)	525 (貫)	450(貫)
2 品	9000	4500	1800	450	315	270
3 品	7000	3500	1400	350	245	210
4 品	5000	2500	1000	250	175	150
5 品	2000	1000	400	100	70	60
6 品	1000	500	200	50	35	30
7 品	500	250	100	25	17.5	15
8 品	300	150	60	15	10.5	9
9 品	300	150	60	15	10.5	9
庶 民	150	75	30	7.5	5.25	4.5

(備考)

- ① 各品級は正と従をとにも含む。  
 ② 表中、一七・五とあるのは一七貫五匁の意である。

④ 洪徳善政、諸供体式および仕宦箴規には、庶民の項の罵妻と罵子の部分の記事が見当たらない。しかし、一品から九品までの「減三等」、「減一等」の「一等」の金額は、それぞれ犯罵の部分の一〇分の一であるから、庶民の場合も、「一等」は犯罵の七・五貫の一〇分の一、つまり〇・七五貫と推定されるのであり、表中のごとき数を算出し得る。

⑤ 一覧表作成の典拠になった三書には、④で述べた部分が見当たらないほか、多少の誤字と計算違いを指摘することができる。洪徳善政には、謝銭の額について二か所の誤字ないし計算違いがあり、二品の項の闘毆と犯罵の順序が入れ替わっている。諸供体式は、七品の罵子と、八品以下の罵妻と罵子の部分で欠落させている。謝銭額にも間違いがある。仕宦箴規には、三品の罵妻、六品・七品・九品の各項の記載がなく、謝銭の金額にも二か所の誤りを探し当てることができる。

別表中の罵妻と罵子の項に掲げた減一等の一等とは、犯罵に対する謝銭額の一〇分の一をその内容とする。したがって、一等は段階であることに変わりはないが、実際の金額は、被害者の身分によって異なる。罵妻と罵子の意味内容であるが、これは、各々の官品所有者および庶民双方の妻子を罵詈する行為を指す。夫が己の妻を、父母が己の子を罵詈する行為を指す語ではなからう。これによって、罵詈に対する謝銭においては、被害者が男子たる本人か、それともその妻子であるかによって、金額に差等が設けられていたことを確認し得る。妻子を罵詈したときの謝銭が本人に対するものよりも低額であったとするならば、謝銭の原点となった償命銭でも、同様の差額規定が設けられていたのではないかという連想もわいてくる。確かに、そのような可能性がないとは断言できず、法の運用面で裁

量されたことも十分考えられるが、現時点では、この問題に接近し得るにたる史料を発見できず、確たる結論は差し控えざるを得ない。さて、謝銭は、別表のごとき規定額より減じて徴される場合があった。国朝刑律 鬪訟章には、ベトナムが創出したと目される次の律文がみえる。

諸罵三品官者、品同及卑壹等、貶壹資、卑貳等參等、貶貳資、無官徒犒丁、並追謝錢如律、罵四品以下者、品同及卑、各以次論、若三品官罵卑壹等貳等者、貶壹資、卑參等者、止論謝錢、四品以下罵卑者、亦以次論、即尊先罵而卑者反之、謝折半分、過者以罵尊官罪論、減壹等、若貳品以上罵人、及爲人所罵者、並別論、即暗罵映帶、詆辱我爾、及因醉而凌犯、以貶罰謝論、折半分 (四七三条)

当条文には、同一身分内および異なる身分相互間の罵詈行為に対する実刑と謝銭がかなり具体的に法定されたが、ことに、罵詈の態様により半減措置が講ぜられたのに注目したい。すなわち、尊者に卑者の罵詈を誘発させる行為が前もって存した場合、ひそかに罵つたり、当てこすりをいったり (暗罵映帶 *an ma an dai*)、おれ、おまえというような言葉遣いをして相手を侮辱したり (詆辱我爾 *ti nhuc ga nhi*) した場合、あるいは酩酊状態のなかで罵詈を犯した場合、などでは謝銭の半減措置があらかじめ認められていた。すでに、三一条の末尾に、罵詈の態様が軽度であれば減免し得る規定を設けていたが、これ以外に、被害者側の態度とか犯人の精神状態なども考慮されたのであり、この点では、自余の賠償金と同様、謝銭額の法定においても、犯罪を構成する物理的、心理的要素が配慮され

たのである。

謝銭の受取人は、鬪殴と罵詈のときは一般に被害者自身であったが、姦通関係の犯罪であれば、父母もしくは夫であった。姦通章に、諸奸人妻者、以流死論、妾減壹等、貴者別論、並追謝錢如律、妻妾並以流論、田産還夫、未成婚者、各減壹等 (四〇一条)

諸和誘人家處女者、以凡奸論、追謝錢以貴賤論、還父母、女不坐、媒合者以徒流論 (四〇二条)

とある。前条の妻妾の場合、姦婦も処罰されたから、夫が姦夫からの謝銭を受け取ったことは明白であり、後条は未婚の娘を和誘 *to be seduced* した場合だが、謝銭の受取人は保護者たる父母であった。戸婚章をみると、

諸結婚姻、不具聘禮、就父母家、父母俱亡、則以成婚而苟合者、宗人若鄉正、亡則宗人若鄉正 貶壹資、追謝錢以貴賤論、還父母、女笞伍拾 (三二四一条)

とあり、聘礼なき成婚を私通として罰したが、このときも、謝銭の行き先は女の父母であり、父母なき場合は宗人もしくは郷正 (村役人) であった。

## 二 罵詈罪と謝銭

この節では、前節でも触れた罵詈、つまり人間の名誉や体面を汚辱する言説的行為と、そのような行為に適用された謝銭の問題をとくに取り上げ、いま少しく吟味分析を加えておきたい。

ベトナムでは、他人への侮辱に対し実刑と謝銭を併科する形式は、すでに国朝刑律以前に存在していたようである。安南志略 卷一四

刑政には、「詈有官者、量輕重、令犯人出錢并牛酒爲謝、杖如之前」という記載があり、この場合、官僚への侮辱行為という限定はあるが、罵詈した加害者に謝錢と牛酒を科していたことに注目してよからう。ただ、李陳兩朝の段階では、これ以上の問題を論じることは無理であり、罵詈と謝錢に関する法定形式が存在したであろうことの確認にとどめざるを得ない。

国朝刑律の罵詈罪は、基本的に唐律を踏襲し、部分的に、たとえば用字法などにおいては明律に近く、これに独自に創出した条文を追加する形で編成された。楊鴻烈 *Du Jing Hong Li* 氏は、黎律に定められた罵詈罪に着目し、「按唐宋元均無罵詈罪之專章、惟大明律卷二十一刑律始有罵詈專章、黎律或即倣明律而作也。」と述べ、黎律の罵詈罪は、明律のそれに倣って作成されたのではないかと推測したが、国朝刑律と唐明律の罵詈関係諸条文を対比すると、国朝刑律は、明律のような罵詈罪の專章を設けておらず、かつ条文の配列も内容もきわめて唐律の方に近いから、これらの点では、明律よりもむしろ唐律の影響を読み取ることが容易である。ただ、罵詈という語の用字法に関しては、一般に唐律では詈、明律では罵と記したのに対し、国朝刑律では罵なる語で統一して表示した故、罵という語の用法の点では、国朝刑律は明律の用字法を踏襲した形になっている。罵と詈とは、「詈猶罵也」(唐律疏議 卷一 各例 不孝)とあるように、ほぼ同じ意味内容を示す用語であり、ここで両語の相違点を穿さくする必要はあるまい。<sup>(8)</sup>

唐と明の各律における罵詈罪の差異は、唐律が鬪訟律のなかに罵詈関係諸条文を包括したのに対し、明律は刑律のなかで罵詈を一項

目として独立させるといふ構成上の問題以外に、明律が「凡罵人者、笞一十、互相罵者、各笞一十」(明律 卷二一 刑律 罵詈)と、通常の他人に対する罵詈の禁条をはじめて収録したことである。唐律では、子が親に、下僚が上官に罵詈行為を働いた場合のように、その名譽の保護は上下身分秩序の關係に限定されていた。これに対し、一般人の名譽の保護が国家の法律上の問題とされるにいたったのは、律の歴史においては明律以来であろうといわれている。<sup>(9)</sup> 唐宋元の各律にはこのような律文を見いだし得ないからである。一方、国朝刑律は、罵詈罪の適用範圍を唐明律以上に拡大したが、一般人に対する罵詈の禁律を、少なくとも現存国朝刑律上に収載しなかった。このかぎりでは、唐律を継承したといえる。だが、現実には、庶民ならびにその妻子を罵ったときの謝錢の算定基準が定められていたし、前節別表の庶民の項に掲げた謝錢には、庶民同士が罵った際に支払うべき謝錢の意も当然含まれていたと考える。

こう考えて、国朝刑律を改めて繰ると、一般庶民および庶民間の罵詈罪が存したことを推定させる記載を捜当てることができる。たとえば、鬪訟章に、「(奴婢) 毆罵主之總麻親者、加凡人貳等」(四八〇条)とあり、同章に、

諸毆罵見受業師者、加凡人參等、死者斬謂服膺儒業而非私學者(四八九条)とあり、雜律章にも、

諸官司耽嗜于酒色、妨失官事者、以貶罷論、即凡民假醉而毆罵人者、加凡毆罵壹等(六三七条)

とあって、「加凡人貳等」、「加凡人參等」、「加凡毆罵壹等」の語句が記述され、一般人に対する罵詈、一般人同士の罵詈に対する禁条が

存在したことを疑問の余地なく示している。国朝刑律の編者は、明律 刑律の罵詈の冒頭に一般人に対する名譽保護の律文が収録済みであることを承知していたにもかかわらず、かつまた、黎朝で一般人同士の罵詈罪を定めた法令が存したであろうにもかかわらず、当該条文を律の正文として掲載しなかったのである。その理由は定かでない。理由はともあれ、国朝刑律がこの一般的罵詈の罰則規定を載録しなかったが故に、この罪にいかなる実刑が科せられたかを知ることが容易ではないが、併科される謝錢の方は、償命錢に準拠して算定するという基本律が規定されたので、別表のごとく、具体的な数字によってこれを正確に知ることができる。

ただ、一般的罵詈の場合に科せられるであろうところの実刑の量を推測することが、まったく不可能なものではない。まず、前節所掲四七三条の冒頭部分に目を遣ると、同一身分である三品官同士の罵詈に対し、貶一資という処罰の定められていたことに気がつく。これを念頭に置いて、次の闕訟章の一条を読んでみよう。

諸毆兄姉舅姨及妻之祖父母父母者、徒犒丁、傷者徒象坊兵、折傷者徒種田兵、刃傷及折肢瞎目者、流遠州、死者斬、罵者貶貳資、過失殺者徒種田兵、傷者徒犒丁、伯叔父母姑、各加壹等、若毆殺弟妹及女子孫婿兄弟之子孫、徒種田兵、以刃及故殺者、流外州、過失殺者各勿論、毆兄之妻者、加凡人壹等(四七七条)

この律文は、唐明律に載録すみの条文を継受したものであるが、文中に「兄 huynh、姉 y姉、母 của (母の兄弟)、姨 cô (母の姉妹) ならびに妻の祖父母 tổ phụ mẫu、父母 phụ mẫu を罵ると貶一資に処せられる」という内容が含まれている。<sup>(11)</sup> いうまでもなく、この条文は、親族

の尊長と卑幼に対する毆罵殺などの場合の刑罰を定め、凡人に対する同行為よりも刑を加減するために特別に設けられたものである。これによると、兄姉らの尊長を罵詈したときの刑が貶二資であるから、それより罪の軽い凡人間の罵詈行為は、貶一資以下であったという推定が成り立つ。この貶一資以下という推定は、さきに注意を喚起した四七三条の三品官同士の罵詈の場合の貶一資に合致する結果になる。この推論に誤りがなければ、凡人間の罵詈に対する刑罰は、貶一資、あるいは貶一資以下であったという結論になり、この貶を適用し得ないときには、貶一資に代当する実刑、おそらく笞杖が科せられたのであろう。

国朝刑律は、唐明律に定められた罵詈罪以外の罵詈行為を刑罰の構成要件に加え、新たな律文を追加作成した。<sup>(12)</sup> 問題は多岐にわたるが、とりあえず次の条文に注目しておきたいと思う。それは、外国から派遣された客使 khách sứ、と従者 tùy viên を毆罵した犯人に実刑と謝錢の併科を義務づけた規定である。原文は、闕訟章に、

諸毆罵外國客使、以流死論、從者以徒流論、折傷者論加、並追償謝錢、各加常律壹等(四九一条)

と定め、当該犯人に厳しい実刑を科すと同時に、被害者が外国からの使者である点を配慮して、常律(謝錢の基本律)に一等を加えた謝錢(折傷の場合は傷損錢を含む)をも徴収することにしていた。

このときの謝錢が被害者たる外国人に支払われるものであったことはいうまでもない。外国人(夷獠 dân)への不法・加害行為に賠償金を義務づけた条文としては、詐偽章に、

諸詐稱旨、捕人而掠取財物者、流近州、徵索夷獠土物者、流外

州、並倍償壹分、若縁公事而増索者、貶參資、倍償壹分、詐宣召人以規取財物、徒犒丁、詐勾訟監而掠人財物、徒象坊兵、倍償壹分(五三一条)

とあり、夷僚の所有財物に対する不法取得に賠償義務を負わせた例がみえ、ごく限定的な条文しか見つけられないけれども、ベトナム人が外国人に不法・加害行為を実行したときも、被害者に対し賠償すべき定めがあった。対外人関係の犯罪の全部に賠償が伴ったとは確言できないが、黎法の賠償制原理が外国人の被害者にまで適用されていたことは見逃せないと思う。前掲四九一条は、同じ闘訟章に収録された

諸奉使外國、相毆罵致辱國者、以徒論、甚者以流論(四九五条)とともに、ベトナム国家の対外関係重視の姿勢が生み出した律文であらうか。

次に、家族や親族、すなわち血縁集団内部における罵詈雑言に法がどう対処したかという問題についても言及する必要がある。ベトナム国内在住の少数民族として知られるタイイ(Tai)族のムオン(Muong)法によると、家族、兄弟ならびに夫婦間の殴打や侮辱などに對し、賠償金徴収の規定が設けられており、ここでは家族内部にも賠償の原理が働いていた<sup>(14)</sup>。それでは、国朝刑律ではどうであろうか。家父長的家族の秩序と倫理の維持という観点からすれば、卑幼から尊長への罵詈雑言がとくに問題とならう。国朝刑律は、祖父母・父母への告言・詛・罵を十惡<sup>(15)</sup>の一たる不孝<sup>(16)</sup>に罪に特定したのをはじめに、各々の卑幼から尊長への罵詈雑言に種々の実刑を法定したが、謝錢に関しては、支払うべきことをいっさい

明示しなかった。つまり、この法典は、家族や親族間の罵詈による謝錢の受け渡しを律文上に明文化しなかったのである。これは国朝刑律の一貫した態度であった。しかし、だからといって、黎法において、いかなる場合でも血縁集団内部での罵詈雑言に謝錢が随伴しなかったと判断するのは早計にすぎよう。なぜなら、国朝刑律には明記がなくても、現実にはある範囲内で謝錢の支払いが命ぜられていたからである。古黎律例という書の国朝新增条例六十四条に、こんな条文が散見される。

- (イ) 一條、高聲大語、罵公姑兄弟、笞八十、謝錢如律
- (ロ) 一條、爲婿不法、陰依味法、絕義慈蘭、杖八十、追謝錢如律
- (ハ) 一條、不睦兄弟、生心薄惡、絕義參商、以謝論
- (ニ) 一條、凌罵姑白<sup>(17)</sup>、以徒論、謝如之
- (ホ) 一條、凌罵我亦三父五母、杖八十、謝如之

故黎律例は、撰者も編纂年次も不明の書で、記載事項に錯簡と欠落があり、取り扱いに慎重を要するが、黎朝時代の法令類を数多く収録しており、黎法研究のための参考資料として活用できると思う。所掲五条のうち、あとの二条は洪徳二十一年(一四九〇)と明記された条文に属するらしく、さきの三条については年次は附記されていないが、そのうちの二条(「高聲大語」、「爲婿不法」)が洪徳善政にも詳しく載録されていることを勘案すると、いずれも洪徳年間頃に發布された条文と解してよからう。これらの諸条文は、簡略化され、ために委曲を尽さず、文意不通の箇所もあるが、およそ次のようであらう。(イ)は、嫁が公姑<sup>(18)</sup>cong co(夫の父母)・兄弟<sup>(19)</sup>huynh co(夫の兄弟か)をそしり罵ったときの罰則である。国朝刑律の規

定(鬪訟章 四七六条)によると、妻妾が夫の祖父母・父母を罵ると流刑、笞五〇に処せられる。これに比べると、(イ)の条文の量刑はきわめて軽いので、なにか問題があるように思えるが、あるいは「高聲大語」cao thanh tai ngu」という言説的行為が罵詈雑言のなかでも比較的軽罪と見做されたからであろうか。(ロ)は、婿が不法を犯し道義に背いたときに実刑と謝錢を併科したものであり、(ハ)は、罵詈雑言はないが、不睦の兄弟から謝錢を徴収する条文である。思うに、これは別居異財の兄弟関係における不仲を想定した条文かもしれない。兄弟同居同財の関係であれば、その段階では謝錢徴収の意味がないからである。実は、洪徳善政をみると、これと同趣旨の一文が「不睦兄弟、失其本分、依律施行」という形式で収録され、ここでは、自己の家産権利分を喪失せしめるという罰則規定になっている。この法定形式であれば、兄弟同居同財関係においても適用し得たであろう。(ニ)は、姑舅gou niuを凌辱したときに実刑を科し謝錢を徴する条文だが、この姑舅には、夫の母父と、父の姉妹・母の兄弟との二通りの解釈が可能であるが、その量刑の重さなどから判断して、夫の母父と解釈する。ちなみに、国朝刑律では、舅(母の兄弟)と姨(母の姉妹)への罵詈は貶二資(鬪訟章 四七七条)であった。すでに、さきの(イ)の公姑を舅姑と解したので、(イ)の一部と(ニ)とが一見、重複することになり、しかも両者の量刑が大幅に異なるという問題を解決しなければならないが、もし(イ)と(ニ)の条文が別の時期に発布されたのであれば、そしてまた(イ)の条文の量刑が正確であるならば、罵詈の態様の相違により量刑に差が設けられたという解釈が成り立つであろう。最後の(ホ)は、三父五母ba cha nam muを軽んじた

人称代名詞の使用による凌辱行為に実刑と謝錢を命じた条文であろう。三父五母は、ベトナムの俗語として使われた五父(三母mu ba ba ba)と同類の呼称だと思ふ。五父三母は、古いベトナム社会における俗語とする見解が提示されているが、その内容は定かでない。<sup>(16)</sup>

ここでは、この三父五母は、中国の礼俗にみえる三父八母、五父十母、四父六母(たとえば、明律によると、三父八母とは同居継父、不同居継父、從継母嫁、養母、嫡母、繼母、慈母、庶母、乳母、嫁母、出母)などに近似した呼称であろうと述べるにとどめる。

その他、阮朝初期の撰とみられる安南雜律という名の書には、

一、無官罵有官、是愚民昧法、杖壹百、謝錢依如律、凌罵叔伯姑舅、惡人之罪、杖八拾、謝錢依律

一、凌罵祖父、萬代謝參貫如律

という記事もあり、どの時期の条文だか不明だが、叔(父の弟)、伯(父の兄)、姑(父の姉妹)、舅(母の兄弟)や祖父を罵ったときに実刑と謝錢、あるいは謝錢を命じる旨を記した史料もある。

以上、挙例の関連諸条文には疑点もあり、解読しがたい部分もあるが、とりあえず、それらを原拠に締めくくると、国朝刑律は、確かに家族や親族間における謝錢の受け渡しを明文化していないけれども、現実には、法令の名のもとで謝錢の受け渡しの命ぜられていたことが判明する。謝錢という賠償金は、血縁集団内部でも機能していたということになる。ただし、この場合、次の二つの問題を考慮のなかに入れておかねばならない。一つは、家族とか親族と一言でいっても、同居と別居の別、とくに同財と異財の別により謝錢の取り扱いが異なっていたはずだということである。家族および親



族間にあっては、加害者と被害者が同財同居者であれば、謝錢の授受はほとんど意味がない故（将来の問題として、加害者が自立後に支払うという形式も理論的には想定し得るが）、加害者が被害者と財を異にする場合、つまり、分割相続後の家産所有者、あるいは自己固有の家産所有者が加害者である場合に謝錢の直接的適用がみられたと考えて大過なからう。周知のように、黎律においては、夫婦の財産は夫婦各自の特有財産と共産たる新造財産より成り立っており、妻は固有の物的土台を有していたので、妻・嫁への謝錢要求を記した前掲条文は、（実家からの援助がなくても）それを可能にし、かつ有効に機能せしめる物的基盤を持っていた。また、子は異居することにより父母の財産とは異なる自己の財産を持ち得たから、父母存命中といえども、自己に科せられた謝錢の義務を果たすことが可能であった<sup>(17)</sup>。このように、家族とか親族集団内部における謝錢の授受は、他の賠償金と同様、無条件、無原則に貫徹し得るものではなく、財の所有にかかわる問題がこれに絡んでいた。二つ目は、おそらく家族と親族内の罵詈には、「須親告乃坐」、すなわち悪口された人の申し出を受けてはじめて罪にするという原則が存したであろうことである。明律の罵詈規定をみると、親族および主奴関係の罵詈のところに「須親告乃坐」の注記が施されている。国朝刑律の鬪訟章でも、妻妾が夫の祖父母・父母を罵つたときの条文に「須舅姑告乃坐」、鬪訟章 四七六条と注記し、他の事例では、妻が夫を殴折傷したとき（同章 四八一条）、夫が妻妾を、妻が妾を殴傷殺したとき（同章 四八二条）に、妻妾の告（殺の場合は余人の告を認める）により罪にするという注記があり、いずれも被害者の申し出により法の裁きを受けること

ができた。したがって、血縁集団における謝錢の受け渡しには親告の問題が絡んでいたと見做してよからう。いわゆる拳<sup>qian</sup>とか拳効<sup>qian hiao</sup>つまり官憲がその職権により罪を指摘し起訴する行為は、かかる言説的犯罪においてはほとんど一般的とはいえなかったであろう。この問題には、さらに親族相隱（名例章 三九条）の原理との関連をも考慮しなければならぬかもしれないが、とにかく黎律においては、血縁集団が謝錢からの完全な聖域にあったとはいえず、そして、その謝錢の貫徹には財と告の二つの問題が介在していたことを指摘しなければならぬ。罵詈という言葉的行為は、その事柄の性質上、現実の訴訟手続において十分な証拠となるべき目撃者の存在と書類の作成を必要とした。詞訟条例（国朝詞訟条例または国朝勸訟条例）の凌罵訟例に、

一、凌罵謝罰、具有條律、從來告者、狀内多泛言、那時已有分哺某人、及某人見知爲憑、但相罵時、在何處所、他實不曾面見枉受勾催之費、茲准定、凡凌罵時、有面見者、方得分憑、援以爲證、狀内始列他名字備查、若泛引證佐、訟理雖直、亦罰古錢五貫、曲者加論、并償被奈者損錢、以懲泛妄、其被奈分哺及見知人、如有不就呈詞、亦不當以逃論、仍以誣罪論原告人

とあり、同書 勸訟通例中の一条にも、殴罵に関する訴訟において編案 *biēn'ān* と見知 *zhen, zhi* をもって証拠とすべき旨が記され、歷朝憲章類誌 卷三八 刑律誌 勸訟事例之律 凌罵訟例および同書同卷 勸訟事例之律 勸訟通例にも、若干省略したものだが、これと同内容の条文をそれぞれ収録している。これらによると、およそ訴訟として成立するためには、田土の給賜に関する訴訟では給派 *caī, pài*（田土支給証）、雇耕では雇契 *gō, kē*、（雇傭契約書）、私田土の

典売と断売では文契 *van kie* (売買契約文書)、婚姻では聘礼 *xinh te* (聘財の授受) と攔街 *lan nai* (村落への札銭に関する慣習)、財産では囑書 *chue thu* (遺言書)、債銭では文字 *van tu* と編詞 *biên từ* (借用証書、受取書の類)、盜劫では贓物 *tang vat* (盜品)、棰杖 *chuy tru*、*ông* (凶器)、追呼 *truy hô* (追跡・呼号)、傍接 *bàng tiếp* (逮捕への協力)、毆罵では編案 (調書)、見知・面見 *diên kiến* (目撃者)、人命では生案 *sinh an* (生前調書) と死案 *si an* (死亡調書)、賭博では証 *tang ching* (証拠物件と目撃者の証言)、抑脅では加害者たる権貴の人名・官職名と頭贓 (明白な物的証拠)、その他の種々の訴訟では文憑 *van bang* (書付、文書の類) と証佐 *chue ta* (証人) などを各々証拠としなければならず、もし、前記の諸要件を充足し得ない場合、各衙門はこれを受理してはならないことになっていた。罵詈にあつては、毆打と同様、被害者の口頭申告だけでなく、正当な目撃者と彼の名を明記した文書を作成し提出するという適正な所定手続を踏むことが要求された。詞訟条例などの書にみえる關毆訟例によると、罵詈の訴えは、これも關毆、婚姻、田産と同様、一般に社 *xa* を通じて在県 *huyen* の官に告訴し、府官 *phu quan*、承司 *hu ta*、御史台 *ngai si tai*、政堂 *chinh dang* への覆審の道が存し、毆打でも、削皮や紅腫程度の軽傷であれば承司止まりであつたが、この場合でも、なお審決に不合理があれば、御史台で審理することも不可能ではなかつた。これに対し、軍士 *quan si* の身分の罵詈訴訟は、兵番官、*binh phien quan* から兵部 *binh bo* をへて政堂という別個の道があり、その身分が皇族 *hoang tộc* ならば、まず宗人府 *ton nhan phu* に提起し、ついで政堂に覆鳴することになっていた。黎法下では審判期限

についても、戸婚、毆罵、非違、雜訟の類は各々二か月、田土、盜劫關係は三か月、人命關係は四か月という期限内で結審すべき規定があつた。このような証拠と文書を基礎とした訴訟手続を考慮に入れると、罵詈のような犯罪は、法が予想するほど簡単に起訴し得るものではなかつたかもしれないし、とりわけ、血縁集団内部の紛争に關して訴訟を提起することは、現実の問題として、さほど容易ではなかつたであろうと推量されるが、これはまた別の問題であり、ここでは深入りしないことにする。

謝錢という名の賠償金は、關毆、罵詈や犯姦の諸行為に對してのみ義務づけられたものではなかつた。国朝刑律によると、田土の争いで他人を欺瞞したとき (始増田産章 三八五条)、捕盜官が被害者をだまして財物を奪つたとき (盜賊章 四六一條)、獄官 *ngue quan*、獄掾 *ngue duyen*、刑官 *hinh quan* や知詞訟 *chi tung* などが人の罪を軽くしたり重くしたり、訊問と審判で過ちを犯したりしたとき (斷獄章 六八六條)、などにも謝錢を徵する規定がみえる。<sup>19)</sup> 謝錢は、一般に他人の名譽や体面を汚す行為などに対する金銭的制裁であるが、ここに、人間關係において名譽、体面、あるいは恥辱を重視する、当時のベトナム人の心情を看取することができる。このベトナム人の名譽や体面を重んずる意識の形成に中国人のそれらが少なくない影響を与えたことは容易に想定できるが、このような侮辱的行為に賠償を命ずる法意識の淵源についても、一度は、ベトナムの伝統的慣習と意識の延長線上に位置づけて考察してみることが肝要であろう。ベトナムに限らず、無文字社会の慣習法において、また他民族の成文法典類において、侮辱、毆打、傷害などの諸行為を働いた犯

人から賠償金の類を徴する制裁や規定がよくみられるからである。<sup>(20)</sup>

### 三 懺 謝 錢

国朝刑律には、謝錢の一種として懺謝錢と称される謝罪金があった。田産章に、

諸伐人墓園竹木者、貶壹資、追懺謝錢拾貫、侵墓界者、罪如之、償其所侵、貴者論加(三五八条)

諸盜耕人墓地、貶壹資、侵墳者貶參資、無官徒犒丁、追懺謝錢參拾貫、即盜葬他人田土者、杖捌拾、墓地貶壹資、仍令移葬、若不識盜葬者、聽社官移埋、不告而移、杖陸拾(三五九条)

という二条の律がある。<sup>(21)</sup>後条については、天南余暇集 条律の光順六年(一四六五)盜耕墓地并盜葬条にもこれとほぼ同様の一文を収めている。このほか、仕宦箴規の勘田体式に掲げる遮漳墳墓令にも懺謝錢なる語がみえる。

国朝刑律の前記二条文によると、懺謝錢とは、他人の墓園の竹木を伐採したり、他人の墓地を盜耕したり、あるいは他人の墳墓を侵害したりした者に対して科せられる賠償金であったことがわかる。懺謝錢という語は、おそらく死者ないし死者の靈を侵害した行為に対する懺悔の意味を込めて命名されたものであり、宗教的感情を害する行為を刑罰により禁圧するという性格を有していた。もとより、懺謝錢は広義の謝錢に属する。天南余暇集 条律の洪徳二十年(一四八七)雜律十条に、前引三五八条と同趣旨の条文が「一、伐斬墳墓竹木、抛棄骸骨、以死論、追謝錢三十貫」と示され、国朝刑律の

懺謝錢が謝錢と記されたが、これはどちらも誤りでない。つまり、懺謝錢は謝錢の一種であり、墓地関係の侵害に対する賠償金としてとくに懺謝錢と称されたのである。<sup>(22)</sup>

懺謝錢は広義の謝錢に属したから、その金額の算定基準も謝錢のそれと同一であったであろうことは想像するにたたくない。しかし、謝錢律三一条には、犯姦、鬪毆ならびに罵の場合しか記載されておらず、この賠償金については明記がない。そこで、懺謝錢の算定基準を示す史料はないかと調べてみると、次の盜賊章の律文を探り当てることができる。

諸盜發人塚及器物甄板者、流遠州、已開棺材者、斬、即盜屍及殘毀者、加壹等、並追謝錢、依鬪毆官品法(四四二条)

これは、他人の墓、棺や屍などを盜掘した犯人に実刑と謝錢を併科した条文だが、文中の謝錢が嚴密には懺謝錢とも称されたことは論をまたない。しかも見逃せないのは、この謝錢、すなわち懺謝錢の徴収が官品所有者への鬪毆に関する法に準拠すると述べたことである。謝錢律によれば、鬪毆に対する謝錢額は、償命錢の金額に一分の八を減じたものであって、これを数字で示せば、一品官は三〇〇貫、庶民以下は三〇貫ということになる。この三〇貫という金額は、前出三五九条の懺謝錢三〇貫、同じく天南余暇集 条律の洪徳二十年と次掲洪徳善政 戸婚章の各条文に記された謝錢三〇貫と金額が合致し、さらに、洪徳善政 洪徳九年(一四七六)の項に掲げた条文中の謝錢三〇貫とも完全に符号する。ただ、前引三五八条には懺謝錢一〇貫とあるが、これはなんらかの理由で軽減措置が講ぜられた結果ではなからうか。この三五八条に問題はあられるけれども、

懺謝錢は、一般に闕毆に対する謝錢の算定基準に準拠して算出されたと解され、一般庶民に支払われる標準の金額は三〇貫であつたと推定する。

洪徳善政 戸婚章には、

一、故行斬伐墳墓、謝古錢三十貫、杖九十、以流罪論

という条文がみえ、この謝錢も懺謝錢の謂であり、法定金額も標準の三〇貫であつた。ここでは、謝錢を古錢 古錢 古錢 で支払う定めになつている。黎朝では、一般に六〇文 文 文 を一陌 陌 陌 とする古錢と、三六文を一陌とする使錢 使錢 使錢 の別があり、主として、租税・賦課の支払いは古錢により、官僚の俸給・恩賞などは使錢によつたといわれる。国家への取納が古錢を原則としたことから判断すると、謝錢をはじめ諸々の賠償金も古錢をもつて支払うべきものと見做されていたと推定されるが、前記のように、条文中に古錢と指定する場合もきわめて多かつたのである。

#### 四 傷 損 錢

国朝刑律は、他人の身体を傷害した犯人に実刑を科し、その損傷部分への賠償を命じていた。これは、すでに元の徐元瑞が著わした史学指南 獄訟の傷損なる項に、「見血曰傷、見痕曰損」とあるように、先述の謝錢とも異なり、具体的な身体傷害、つまり身体の実損分に対する賠償金であり、治療的性格をも持ち合わせていた。中国法や皇越律例の養贍銀 du'ing t'iem ngan がこれに比較的近く、琉球科律には養料、養生料、薬料の語がみえるが、国朝刑律は、傷害

罪に対し実刑と傷損錢を併科し、傷損錢の支払いが実刑の減免に連動する方式を採用しなかつた。この傷害罪における賠償にも単なる附加的制裁以上の重みを持たしめる法意識が存していたように思える。国朝刑律の条文中では、この種の賠償金は「追償傷損及謝錢」、「追償傷損如法」という書式で記載されることが多いが、一方、傷損錢という名辞で記載されることもあり、傷損錢なる用語が存在したことは疑いなく、よつて、この研究ではこの種の賠償金を傷損錢と呼ぶ。

それでは、傷損錢とはいつたどのような賠償金であろうか。闕訟章の冒頭に掲げた二つの条文を読んでみよう。

諸闕毆人者、謂以手足 杖陸拾、傷及以他物毆人者、杖捌拾、重者、雖不親行與同罪 (四六五条)

諸闕毆人、折齒、毀缺耳鼻、眇壹目、折手足指、破骨、若湯火傷人、及髡髮者、徒犒丁、以穢物汚人頭面者、貶貳資、灌入口鼻者、貶參資、折貳齒貳指以上者、徒象坊兵、以兵刃斫射人不着者、流近州、貴者以 若刃傷、及折人筋、助 眇兩目、墮人胎、流外州、折跌人肢體、及瞎壹目者、流遠州、辜 辜内平復者、各減貳等、餘條折跌 即損貳事以上、及因舊患令致篤疾、若斷舌、及毀敗陰陽者、絞、並追償損如法、法謂腫起錢參陌、破血各錢壹貫、折壹齒壹指各錢拾貫、斬 刺傷者各拾伍貫、墮胎未成形參拾貫、已成形伍拾貫、及謝錢如壹手壹足壹目各伍拾貫、舌及陰陽各壹百貫、貴者別論、及謝錢如律 (四六六条)

両条文は、すでにその原型を唐律に見いだすことができるが、謝錢と傷損錢の併科規定を新たに附加したのが注目される。<sup>(27)</sup> 四六六条の注として収録された法 *par. 6* は、洪徳善政の洪徳年<sup>(七年)</sup>申明各条の殺人令と、天南余暇集 条律の洪徳二十年の鬪訟六条にもほとんど同様の一文が収録されている点から明らかのように、<sup>(28)</sup> 現実に洪徳年間において発布、施行されていた法令であった。この法によると、鬪殴による身体傷害に対しては、被害のあつた身体の部分により、最低三陌(三錢)から最高一〇貫までのいずれかの定額賠償が義務づけられ、被害者が貴者なら別に論断する定めになっていた。身体傷害の軽重、度合や医療上の観点により賠償金に差等を設けていたことがわかる。傷損錢は、鬪殴などの物理的的行為により他人の身体に出血とか破損の具体的損傷を与えたときに徴せられたが、しからば、この賠償金と前述の謝錢との関係はどうなつていたのであるうか。ふたたび前引二条の律文に目を遣ると、身体の出血と破損に対しては、謝錢と傷損錢両方の賠償金が徴収されたことを想定させる。まず、四六六条の法を説明した注文によると、この規定は、「貴者別論」とある故、ごく一般の場合の傷害を述べたものと考えられる。そこで、当該規定にみえる腫起三陌 破血一貫、折一齒一指一〇貫の各傷損錢の金額と、庶民以下を毆打したときに科せられる謝錢三〇貫の金額とを比較すると、身体を単に毆打したときに科せられる謝錢よりも身体を破損したときに科せられる傷損錢の方が明らかに低額であつたことに気がつく。このことから、直ちに傷損錢と謝錢とは別個の賠償金であつたと解せられ、したがって、他人の身体を毆打して出血、破損せしめた場合には、謝錢と傷損錢両方の賠償金が徴せられた

と解釈しなければつじつまが合わないことになる。こう考えて、次の鬪訟章の一条文をみると、二品官毆打に対する刑罰を定めたあとで、「若三品官毆卑壹等貳等者、貶壹資、折傷者加壹等、追償傷損及謝錢如律、卑參等者止償傷損及謝錢、無官者止償傷損(後略)」(四七二条)と述べ、三品官が自己より三等下級の者を毆打ないし折傷した際は、傷損錢と謝錢を支払わねばならないが、同じ三品官が無官者を毆打ないし折傷した際には、傷損錢は支払わねばならないが、謝錢の方は免除されたとある。この規定によつても、毆打には謝錢を、折傷には一般に謝錢と傷損錢を支払うことになつていたことが推定できる。もし、折傷に対し傷損錢のみの支払いを義務づけたのであれば、三品官の三等下級者と無官者への折傷に対する賠償になんの差別もないことになり、当該部分を記載する意味がなくなるであらう。以上の三条文を検討した結果、身体の破損や出血を伴う傷害罪には、原則として謝錢と傷損錢という二種の賠償金を支払うことが義務づけられていたと推断する。

国朝刑律の諸条文を調べると、他人を折傷した犯人に対し、謝錢もしくは傷損錢のみを科したのか、その両方を併科したのか、不明確な規定が少なくない。なかには第二節所掲の四九一条のように、折傷行為にも謝錢徴収と明記し、傷損錢に関してはいっさい触れていない規定もある。<sup>(29)</sup> 四九一条などは、傷損錢も広義には謝錢の範疇に含められていたことを示す。<sup>(30)</sup> しかし、この二つの賠償金は、一方はいわば謝罪金に当たり、他方は身体の実損分の価値を償う金であつて、本来その趣旨を異にするものである故、かりに傷損錢を謝錢の概念に包括して示されることはあつても、厳密には、謝錢と傷損

錢とは身体傷害罪に対して併科される性質の賠償金だったのである。国朝刑律では、主人と奴婢、あるいは主人と典雇人の間に発生した折傷に対し、傷損錢の支払いを命じた規定を掲載しなかった。典雇人が家主あるいは家主の祖父母・父母・外祖父母・期親を損傷した際には、「追原錢還主」とのみ記し、傷損錢などの賠償金支払いに関しては、いっさい附言しなかった。<sup>(31)</sup> 主奴関係のような身分懸隔の犯罪では、量刑が特別に加減されるのであり、それに奴婢の法的責任能力の問題も絡むので、条文上に傷損錢の支払いについてあらかじめ法定しなかったであろうか。また、国朝刑律は家族、親族間の折傷行為においても傷損錢の支払いについて言及した条文を掲載しなかった。<sup>(32)</sup> だが、国朝刑律に明文化されなかったから、黎法において血縁関係内部の犯罪で傷損錢の受け渡ししなかったと速断するのは誤りであろう。この家族や親族間における傷損錢の取り扱いは、先述の謝錢の場合と大差なかったと推測されるので、ここでは繰り返さない。

### おわりに

本稿で考察したことを要約すると、おおかた次のようになるであろう。

(1) 謝錢とは、一般に言説的もしくは物理的諸行為により、他人の名誉や体面を著しく侵害するよう無礼・侮辱行為への謝罪金を意味する。謝錢の支払いを義務づけられる罪名は多種であったが、国朝刑律三一条には、犯姦、闘毆、罵詈に対する謝錢の算定方法が明示

されているから、これが謝錢を支払うべき最重要な基本的罪名であった。この謝錢律によると、謝錢は、償命錢の律に準拠し、被害者の身分を勘案して算出する定額賠償制の原則を採用していた。被害者の品級の位置、品級の有無、あるいは本人と家族(妻子)の相違などにより、謝錢額に一定の差等が設けられた。もちろん、このような原則的基準が定められていたにもかかわらず、加害者と被害者の間に身分的懸隔のあるときとか、犯情などに酌量する余地があるときは、一定の減額措置が講ぜられた。謝錢の受領者は、一般に被害者自身であったが、犯姦など、犯罪の性質、態様によっては受取人が異なり、また、指定の受取人が存在しないときは、親族や郷村の役人にまでその範囲が広げられた。

(2) 罵詈という言説的行為にまで謝錢を適用したことは、黎法における賠償制の重要性を示すように思う。国朝刑律の罵詈罪は、唐律に学び、罵詈の用字法ではむしろ明律に近く、その適用範囲を唐明律以上に拡大した。この法典は、明律のような一般人に対する罵詈の禁条を掲載しなかったが、現実には、このような禁条を發布、実施していた。外国からの客使への罵詈に謝錢を支払わしめる規定が見受けられるが、これなどは、被害者が外国人であっても、そこに賠償の原理が機能していた一面を知らしめ、興味深いものがある。

(3) 国朝刑律は、家族ないし親族間で謝錢と傷損錢などの賠償金の受け渡しを明文化しなかった。しかし、黎法において、謝錢などの賠償金は家族、親族集団内部にも貫徹し、確かに機能していた。ただ、血縁集団内部の犯罪における謝錢等の賠償金には、異財と親告という二つの問題が絡んでいたことを特記しなければならない。罵

嘗のような犯罪においても、他の場合と同様、被害者による訴訟手續として事件の正當な目撃者が存在することと所定の文書を作成することが必要とされた。

(4) 謝錢の一種として懺謝錢と称される謝罪金があった。これは、死者もしくは死者の靈を侵害した行為に対する懺悔の意味を込めて命名されたと考えられ、宗教的感情を害する行為に対する謝罪金であつた。その金額は、一般に鬪毆罪の謝錢規定に準拠して算出され、庶民の場合、通常三〇貫であつたと推定する。

(5) 他人の身体に暴行を加えると、謝錢以外に傷損錢を支払わねばならないことがあつた。傷損錢は、身体の損傷部分に対する賠償金を意味し、賠償形態は、身体の損傷部分に応じて具体的金額をあらかじめ定める定額賠償制であつた。通常、傷損錢と謝錢は併科されるもので、傷損錢を支払えば謝錢は免除されるといふものではなかつた。身体に破損がなければ、謝錢だけが科せられたことはいうまでもない。ただ、国朝刑律などの諸条文上では、傷損錢の支払いをとくに指定せず、謝錢とのみ記載したことがあり、傷損錢を謝錢の範疇に含めて示すことがあつたことに留意しなければならない。

この研究では、謝錢、懺謝錢と傷損錢を別個に論じてきたが、各々の賠償金が必ず峻別して示されるとはかぎらなかつた。謝錢は、広義の概念としても使用され、懺謝金の意味で用いられることもあれば、傷損錢を包括した意味で指称されることもあつたことを重ねて指摘しておきたい。

## 注

- (1) たとえば、後漢書 卷五五 千乘貞王伉伝に「謝錢五千萬」とある。
- (2) 若干の条文を例示すると、故黎律例 国朝新增条例六十四条の洪徳二十一年(一四九〇)に、「一條、凌罵官職、杖一百、謝如之。一條、凌罵社長、杖八十、謝如之。一條、凌罵姑白、以徒論、謝如之。……一條、耕破墳墓、杖八十、謝三十貫」とある。ここに記された謝は謝錢の略称である。なお、歷朝憲章類誌 卷三八 刑律誌 勸訟事例之律 謝旦札詞訟条例 謝担例、景興条律 謝旦札などによると、各衙門での訴訟において謝札錢 사은전 担札錢 중은전 納付義務が定められており、謝担錢は兩伴折半で、曲伴 곡반 (敗訴者) が担を納め、直伴 직반 (勝訴者) が謝を支払つたといふ。このような謝、謝札錢は、本稿で取り上げる謝錢とは別個のものであり、いわば謝札金の類に相当する。
- (3) 久保正幡訳『サリカ法典』(創文社 一九七七・六四頁。久保正幡石川武 直居淳訳『サクセンシユピートル・ラント法』(創文社 一九七七)二五九頁。言辱の身分差による定額賠償に関しては、たとえばインド法においても明記されていた。中野義照訳著『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(日本印度学会 一九五〇 一九六六)八一―八二頁。同訳『カウティルヤ実利論』(生活社 一九四四)一九〇―一九一頁。ちなみに、サイゴンで刊行された洪徳善政のベトナム語訳をみると、「妻罵夫」の部分が文字通り音訳、口語訳されている。Nguyễn Sĩ Giác, *Vũ Văn Mậu, Hồng-Dức Thiệt Chính Thư, Sài Gòn, 1959*, tr. 152 ~ 153.
- (4) 償命錢の諸問題に関しては、別に稿を改めて考察する。
- (5) 当条文も、国朝刑律が独自の書式で創出したものであり、すでに山本達郎『安南黎朝の婚姻法』(『東方学報』東京八冊 一九三八)二四―二六頁に分析がある。国朝刑律(黎朝刑律)と唐明律の比較

検討は、なお今後の課題であるが、現段階では、Yu, InSun, Law and Family in Seventeenth and Eighteenth-Century Vietnam, The University of Michigan, Ph. D. 1978. Pp. 61, 65, 235 ~ 239 の一覽表が便利である。

- (7) 楊鴻烈『中国法律在東亞諸国之影響』(台湾商務印書館 一九七二) 五三〇頁。

- (8) 嚴密にいうと、たとえば史学指南の獄訟の項に「罵詈、惡言凌辱曰罵・穢語相詬曰詈」とあり、罵と詈の意味には違いがある。滋賀秀三氏によると、「罵・詈とは、面と向かってしかも通常の会話では決して用いないような語彙をつらねて悪口を浴せかけるといふ、極めて具体的な行為をいう」(律令研究会編『訳注日本律令』五 東京堂出版 一九七九 五〇頁)。歴朝憲章類誌 卷三六 刑律誌 毆訟詐偽之律の末尾に収めた潘輝注の按文には、「罵詈を「詈罵」と転倒させている。このような語の転倒例は他にもある。

- (9) 桑原隲藏「支那の孝道殊に法律上より觀たる支那の孝道」(『支那法制史論叢』弘文堂書房 一九三五) 四六〜四七頁。(桑原隲藏全集 第三卷 一九六八再録) 仁井田陞『中国社会の法と倫理』(弘文堂 一九五四) 一八二〜一八三頁。同『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』(東京大学東洋文化研究所 一九六四、補訂一九八〇) 五五九〜五六〇頁。

- (10) 四八九条は、唐律疏議 卷二三 鬪訟(前略) 即毆傷見受業師、加凡人二等、死者各斬謂伏誣備業、明律 卷二〇 刑律 鬪毆「凡毆受業師者、加凡人二等、死者斬」とあるように、唐律を継承した条文であり、犯罪の要件に罵を追加し、かつ、量刑を加重して特色を打ち出している。六三七条の律は、ドルスタル氏もいふように、国朝刑律が創出した規定と見做してよからう。Doustal, Raymond, 'La Justice dans l' Ancien Annam, Traduction et Commentaire du Code des L<sup>et</sup>, BEFEO, XIII, 1913, P. 53.

- (11) 明律 卷二一 刑律 罵詈に、「(前略) 若罵妻之父母者、杖六十」

とあるが、国朝刑律は、その範囲を妻の祖父母にまで拡大した。これは、ベトナムの双系的家族制、あるいは相対的に母系との関係の強固な家族制と関連があるのではなからうか。

- (12) 国朝刑律が規定した罵詈罪で、本文中に引用、例示しなかったものとして、婿が妻の父母を毀罵した行為(戸婚章 三三三条)、公侯の家奴が他人を凌辱した行為(同章 三三六条)、訟人が獄官、獄掾を罵った行為など(鬪訟章 四九二条)、官差監や徵稅監などを罵った行為(同章 四九三条)、職官の妻子を罵った行為(同章 四九六条)、等々がある。

- (13) 国朝刑律には、外国、蛮獠や夷獠との間に生起する諸問題を述べた条文が唐明律よりも数多く収載されている。衛禁章 七一・七二・七四・七五・七六・七七・八〇条、違制章 一〇三・二二条、軍政章 二五五条、戸婚章 三三四条、盜賊章 四五一・四五二条、詐偽章 五三一・五三七・五四六条、雜律章 五六六・五八〇・五九三・五九五・六一二・六一三・六一四・六一五・六一六条、捕亡章 六五三条、斷獄章 七〇三条、などである。これらの条文の多数は、国朝刑律が必要に応じ律として創出したものである。他民族、他種族の世界を外国と蛮獠(夷獠)に区別する国朝刑律の世界観に關しては、專論を要するが、以上の条文数によっても、この法典の対外關係重視の姿勢を理解することができる。

- (14) Tu, Lien Vè Lich Sĩ và Xà Hối Dân Tộc Thái, Hà Nội, 1977, tr. 268 ~ 341. これは別に、未開法、たとえばフィリピン、ルソン島のイフガオ族の慣習法では、集団的紛争処理手続が採用され、したがって、法的手続は家族相互の間で行なわれ、兄弟姉妹間の犯罪が罰せられた事例も報告されている。ラドクリフ・ブラウン他著 千葉正士編『法人類学入門』(弘文堂 一九七四) 七〇頁。

- (15) 洪徳善政 婚高声大語「不顧水清、欺陵擣野、朝雲映帶、縦高聲大語之辭、詆辱公姑、再凌罵弟兄之法、女合答五十、律謝錢如之。



依律施行、國朝不恕。同書 墮不法「陰懷賊子、義味慈園、一旦晨昏、不顧水清之道、多行悖義、絕忘接野之懷、定坐不孝之罪、杖八十、追錢如律、罪所難逃、可夫其妻」

(16) Lê Thị Nhâm Tuyét, Phụ Nữ Việt Nam Qua Các Thời-đại, Hà Nội, 1973, tr. 34, Vũ Ngọc Phan, Tục Ngữ Ca Dao Dân Ca Việt Nam, Hà Nội, 1978, tr. 19 ~ 20. ノー・ロッキング・フアン氏の書には「五父三母に闕せり」「Bai Thử Tam Sứ Liệt Việt Nam trong Ngữ Ngôn, Tập San Nghiên Cứu Văn Sử-Địa, 1954, số 3, tr. 40. 〇言及を引用してこそが、筆者は当論文をまだ入手していない。

(17) 牧野巽「安南の黎朝刑律にあらわれた家族制度―特にその家産制度について―」(『支那家族研究』生活社 一九四四)七〇二―七〇三、七〇八頁(『牧野巽著作集』第二卷『中国家族研究(下)』御茶の水書房 一九八〇)二二七―二二頁。

(18) 欄街は、古い婚姻慣習の一つで、欄 または欄街札とは、花嫁側の村人が花婿側の行列の通行を妨げる行為をいう。このため、花婿側は欄街銭(チエオ〇 heo と称す)という名の札銭を支払った。すでに、黎朝の洪徳二五年(一四九四)、杜村の官員らに對し、ひそかに蘭佳札を受けることを禁じ、同じく景治元年(一六六三)七月申明の教化条例令第四四条には、婚姻において、欄街札銭として古銭一貫と酒一瓶を村に納めることを許し、同時に当該杜村の官員などが不当な欄街銭、賞標銭(đuông nhãn tiền)を徴収することを禁止するというように、当慣習に関する王朝の統制が実施されている。これらに關しては、洪徳善政 洪徳二十五年条、黎朝教化条例 第四四条と国朝詔令善政 卷四 礼屬下 景治元年七月申明教化条例令を参照。洪徳善政、国朝詔令善政、詞訟条例 勘訟通例、安南風俗略編 婚姻、等々によると、欄街は蘭佳、欄佳 Lan giai の語で示されている。

(19) 他の例として、大越史記本紀統編追加 乙未景治三年(一六六五)

国朝刑律の賠償金 (片倉 穫)

十二月、欽定越史通鑑綱目 正編 卷三三、歷朝憲章類誌 卷三三 刑律誌、国朝詔令善政 卷六 刑屬の同年条、黎朝會典 卷三〇 二 刑屬 永盛十四年(一七一八)および同書同卷 発落訟例の各条などにも、訴訟にかかわる謝銭の事例が収録されている。

(20) フィリップ・K・ボック著 江淵一公訳『現代文化人類学入門』(三)講談社 一九七七)二二五―二二六頁。田辺繁子「マヌの法典」(岩波書店 一九五三)二四一頁。その他、前注(3)掲中野義照訳著「同訳および前注(14)掲 Tư Liệt về Liệt Sử và Xã Hội Dân Tộc Thai」も参照。

(21) 三五九条は、唐律疏議 卷二三 戸婚 盜耕人墓田条にその原型がある。明律 卷一八 刑律 賊盜 發塚は書式も内容も異なる。懺謝銭については、洪徳善政 洪徳九年の項に懺謝という語がみえ、古黎律例の洪徳二十八年(一四九七)「天下官員百姓墓地、云々」条にも懺謝銭とあるが、とくに後条には「并追懺謝銭、用猪款酒謝」と記したのが注目される。

(22) 明らかに懺謝銭を謝銭と記した用例として、大越史記本紀実録 卷四 黎聖宗下甲辰洪徳十五年(一四八四)夏四月二十九日「定後葬不得遮障前葬令」、仕官箴規 勤田体式 遮漳墳墓令、天南余暇集 条律 洪徳十五年 後葬不得遮障葬令、等々も参照。

(23) この条文の原型は、唐律疏議 卷一九 賊盜 發冢と明律 卷一八 刑律 賊盜 發塚であるが、字句の配列などに創意工夫の跡がみえる。

(24) 古銭と使銭の別に關しては、欽定越史通鑑綱目 正編 卷二一 黎聖宗光順八年(一四六七)冬十月条の註 DeJoussal, Raymond, "Resources Financières et Economiques de l'Etat dans l'Ancien Annam (I) Quoc Dung Chi", Revue Indochinoise, 1925, 1<sup>er</sup> Semestre, P. 74. 藤原利一郎「ヴェトナムにおける丁賦制の成立について」(『田村博士頌寿東洋史論叢』一九六八年)五一―二頁参照。

(25) 岩村忍「元朝の法制における人命賠償―焼埋銀と私和銭について」(『東洋史研究』一二巻四号 一九五三)二四頁、皇越律例 卷

十五 刑律 關毆上の關毆条例、同書同卷 關毆下 毆祖父母父母、六部成語 刑部 養贍銀、琉球科律 卷一〇 人命、同書 卷

一一 關毆、等々参照。

(26) 傷損錢なる用語については、盜賊章の四一五と四二七条参照。

仁井田陞氏は、すでに傷損錢という用語を使用しておられる。『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 一九五九、補訂一九八〇)三六六頁。

(27) この兩条文は、唐律疏議 卷二一 關毆「關毆手足佗物傷」、「關毆折齒毀耳鼻」、「兵刃斫傷人」、「毆人折跌支體瞎目」等の諸条文を踏襲して作成された。明律 卷二〇 刑律 關毆にも類似の条文を見いだすが、国朝刑律の条文は唐律のそれにより近い。

(28) ちなみに、天南余暇集 条律 洪徳二十年の關毆六条に、「一、先下手毆人者、追謝錢如律、並追償傷損錢、深腫三陌、破血一貫、折一指一齒、各錢十貫、斬刺傷者、各十五貫、墮胎未成形、三十貫、已成形、五十貫、一手一足一目、各五十貫、斷舌及毀敗陰陽、各一百貫」とあり、洪徳善政 毆人令にも類似の一文を掲げている。

(29) 關訟章「諸拒毆官差監者、以徒論、折傷以流論、拒毆勾徵稅監者、貶參資、折傷以徒論、致死者皆斬、償命如律、其謝錢、官差壹百貫、勾徵伍拾貫、輕者論減、罵者貶壹資、謝錢如律、差勾監私和者、杖捌拾、其謝錢入官、即差勾者先有過失、致毆罵者別論」(四九三條)。本条によると、私和のような特別の場合には、謝錢を入官することになっており、注目される。

(30) 安南雜律は、毆人折齒の場合の謝錢をはじめ、いくつかの傷害罪を取録したが、そこには傷損錢なる語はまったくなく、すべて謝錢という用語を使用している。

(31) 主奴關係の折傷については、關訟章 四八〇・四八六条、主雇関

(32)

係の折傷については、同章 四八〇・四九〇条参照。家族もしくは親族間の折傷は、關訟章 四七五・四七六・四七七・四七八・四七九・四八一・四八二・四八三の各条参照。本稿で示した黎律の条文番号は、すべて国朝刑律の通し番号である。

〔附記〕本稿において、国朝刑律の罵が明律の罵を踏襲したと断じたわけではない。なぜなら、現存唐律疏議の官版、万有文庫本および西域出土の名例律殘卷の各十惡条には罵という字も用いられているからである。国朝刑律の罵は、明律の單純な繼承というよりも、唐律の罵に対してその特徴もしくは違いを打ち出すためのものではないかと推考してみる必要がある。こうした問題については、本論集前号の拙稿「国朝刑律(黎朝刑律)について」における新たな問題点、すなわち、洪徳のいわゆる原律の内容を明らかにすること、唐律のように現住地からの里数を基準としなかった三流が、部分的に隋書 卷二五 刑法志、神竜の散頒刑部格殘卷などにみえること、令衆三日は、慶元条法事類 卷七三 刑獄門所収の時令により三日間、衆目にさらす意に解し得ること、などとともに近い内に補正する。